三　金融商品取引法施行令、保険業法施行令、保険業法施行令の一部を改正する政令の一部改正関係（第二条、第一〇条、第一二条関係）

1　業務の再委託先に対する報告徴求等の権限の委任

銀行等の業務の再委託先に対する権限の委任に係る改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。（金融商品取引法施行令第四二条、第四三条、第四三条の二、第四三条の三、第四三条の四、第四三条の六の二～第四三条の八及び第四四条、保険業法施行令第四七条及び第四七条の二、保険業法施行令の一部を改正する政令附則第五条の二関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

四　信用金庫法施行令、協同組合による金融事業に関する法律施行令、労働金庫法施行令の一部改正関係（第四条、第六条、第七条関係）

1　信用金庫等の同一人に対する大口信用供与等規制に係る見直し

銀行等の同一人に対する大口信用供与等規制に係る見直しに準じて、所要の規定の整備を行うこととした。（信用金庫法施行令第一一条、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条、労働金庫法施行令第五条関係）

2　業務の再委託先に対する報告徴求等の権限の委任

銀行等の業務の再委託先に対する権限の委任に係る改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。（信用金庫法施行令第一〇条の二、協同組合による金融事業に関する法律施行令第七条）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

五　長期信用銀行法施行令の一部改正関係（第五条関係）

1　長期信用銀行の同一人に対する大口信用供与等規制に係る見直し

銀行等の同一人に対する大口信用供与等規制に係る改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（長期信用銀行法施行令第六条関係）

2　業務の再委託先に対する報告徴求等の権限の委任

銀行等の業務の再委託先に対する権限の委任に係る改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。（長期信用銀行法施行令第八条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

六　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令の一部改正関係（第八条関係）

銀行等の同一人に対する大口信用供与等規制に係る改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第一二条関係）

七　その他

1　権限委任

金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一三条第一項から第三項までの規定による届出の受理又は承認の一部を財務局長等に委任することとした。（附則第二条関係）

2　施行期日

この政令の施行期日を金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日とすることとした。ただし、長期信用銀行法施行令第五条第一項の表の改正規定、協同組合による金融事業に関する法律施行令第七条第一項第一号の改正規定及び労働金庫法施行令第七条第一項の表第三七条第一項第一号の項の次に一項追加する改正規定は、公布の日を施行日とすることとした。

政令

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年十月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2　補助金等が基金造成費補助金等（補助事業者等が基金事業等（複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものをいう。以下この項において同じ。）の財源として設置する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する補助金等をいう。第三号及び第四号において同じ。）に該当する場合には、前項の補助事業等の完了後においても従うべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すべきこと。

二　基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと。

三　基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと。

四　前三号に掲げるもののほか、基金造成費補助金等の交付の目的を達成するため必要と認められる事項

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年十月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三